

## 第 4 号議案

### 府中市立体育館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 22 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

市立朝日体育館の廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

## 府中市立体育館条例の一部を改正する条例

府中市立体育館条例（昭和63年3月府中市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表府中市立朝日体育館の項を削る。

第3条第2項中「府中市立朝日体育館（以下「朝日体育館」という。）並びに」を削る。

第9条第2項を削り、同条第3項中「別表第3」を「別表第2」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第10条中「別表第4」を「別表第3」に改める。

付則第2項中「朝日体育館及び」を削る。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とし、別表第4を別表第3とする。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。